

議員提出議案第2号

さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例を次のように定める。

平成23年2月7日提出

提出者	さいたま市議会議員	青羽健仁
	同	日浦田明
賛成者	さいたま市議会議員	武笠光明
	同	中山欽哉
	同	関根信明
	同	福島正道
	同	稲川晴彦
	同	中島隆一
	同	井上洋平
	同	鶴崎敏康
	同	中山輝男
	同	新藤信夫
	同	小松豊吉
	同	沢田力
	同	萩原章弘
	同	青木一郎
	同	野口吉明
	同	霜田紀子
	同	輿水恵一
	同	花岡能理雄
	同	上三信彰
	同	今村都代子
	同	宮沢則之
	同	井上伸一
	同	小森谷優

同 今 城 容 子

さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

さいたま市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）第2条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

議長 月額 875,000円

副議長 月額 782,000円

議員 月額 722,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（失効）

2 この条例は、平成23年11月30日限り、その効力を失う。